

Title	競争と独占
Sub Title	Competition and monopoly
Author	富田, 重夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.2 (1977. 4) ,p.143(17)- 155(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19770401-0017
Abstract	
Notes	千種義人教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770401-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770401-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 競争と独占

富田重夫

- 1 はしがき
- 2 競争の一般的意味
- 3 完全競争の意味
- 4 競争と独占の関係
- 5 厚生経済学的含意

## 1 はしがき

この論文の目的はいわゆる“完全競争”という分析的概念——それは現代の理論的・実証的分析においてもしばしば仮定されるものであり、また厚生経済学的分析においては他をそれからの乖離として評価の中心におかれているもの——の競争的性格とはどのようなものであるのかを明らかにし、それによって完全競争モデルの理論的ならびに厚生経済学的意義と限界を究明することである。

現代の標準的教科書においては若干の市場形態が区別される、すなわち完全競争、不完全競争、寡占、そして完全独占などである。それぞれの市場は現実のある局面の特質を部分的に抽出し純粹化したものであり、それらのいずれも経験的にはどこにもそのままの姿で存在するといった性質のものではない。せいぜい比較的近似的な市場がそれらと対応させられて、類例として挙げられうるにすぎない。理論は現実の模写ではないから、このような部分的・近似的対応によって純粹概念的構成がなされることにはなんの異議を唱える余地はない。

ところでこのような諸市場の概念的分類において、完全競争は一方の極限としてもっとも競争的な市場であり、完全独占は他方の極限としてもっとも独占的な市場であるとみなされ、そして不完全競争や寡占は、それらの中間の形態として半ば競争的、半ば独占的なものと理解されている。問題は、その場合の競争的とか、独占的とかは何を意味しているのかである。もっとも競争的と考えられている完全競争はどのような意味で競争的なのであろうか、その競争的というのはわれわれが通常競争という言葉によって理解する常識の意味と同じものなのか、あるいはまったく異なるものであろうか。かつてそして今日でも常識的に用いられている自由放任とか自由競争とかいった言

業が厳密に定義され、科学的概念として完全競争という用語となって用いられるとき、その精密化にともなう競争の本来の意味はなお保持されているのか、あるいは変質されているのであろうか。そもそも科学の用いる概念はそれ自体は明確に定義されなければならないことはもちろんである。しかし同時に、A. マーシャルがいったように「経済学は日常生活の卑近な用語にしたがうように努めなければならない、できるかぎり通常の用法にしたがってこの用語を用いなければならない」(Principles, Book II, ch. 1)と思われる。

われわれは完全競争における競争の意味を明らかにすることにより、市場経済の有利性をもたらすと考えられる競争的要因との関連や、パレート規準による経済効率の観点からの完全競争の意義と限界を明らかにすることができ、またそうすることが必要であると思う。

かつて J. ロビンソンが完全競争を中核として、それより独占を考えるのではなく、逆に完全競争を独占の特殊形態として理解すべきことを主張してすでに40年余りを経過した。K.アローは完全競争モデルの論理的ギャップを指摘し、完全競争は均衡においてのみ成立し、不均衡状態では独占的調整作用が働くことを述べた。またより最近においてケインズ経済学のミクロ的基礎付けや、フィリップス曲線あるいはスタグフレーションなどの現代的問題の理論的説明を試みるにあたって、完全競争の条件の廃棄ないしその部分的緩和を前提する試論が輩出している (E. Phelps ed., Micro-economic Foundation of Employment and Inflation Theory. R. J. Barro & H. I. Grossman, Money, Employment and Inflation. A. S. Eichner, The Megacorp & Oligopoly. etc. )。これらの理論的動向とも関連して、競争と独占のシュムペーター的問題をあらためてここにとり挙げてみようと思うのである。

## 2 競争の本来の意味

まず第一に、競争 competitionとは一般的、本来的にどのようなことを意味しているかを考えてみよう。その上で完全競争における競争の意味を比較検討しよう。

競争という言葉によって通常われわれが理解する内容は、rivalry (対抗, 張合) ということであろう。われわれは日常生活において、職業上あるいは趣味の面において相互に対抗意識をもち、それによって自らの行動を刺戟し律していることが多い。セールスマンがそれぞれの販売額を互いに競うこともあるし、種々の競技において優勝の栄冠をきそうこともあれば、また限られた席あるいは定員の座をめぐる競いあうこともある。このような事例は枚挙に遑がない。

ところで、このような競争にはつねに三つの要素が含まれている。すなわち、まず第一にそれは「誰かに対する」ものであるということである。文学的に、あるいは修業上、道義上、また宗教上の教義として己に克つということは重要なことであっても、競争は通常誰か他のひと(主体)に対す

## 競争と独占

るものであり、したがって対抗意識は本来的に他に対する意識である。人間とは、もともと人と人との間の存在であるとするれば、競争もまたこの人間本来の在り方にもとづいているといえよう。その意味ではただ一人競うというのはナンセンスである。

さてこの誰に対してかということ、時により明瞭に特定化されていることもあるが、また不特定多数の場合もある。そしてこれらを比較するとき、これを主体の意識の面から見るかぎり、前者のような特定化されている場合の方が、後者のような不特定多数の場合よりも、より明確で刺戟的な競争意識が形成されると考えられる。しばしば一対一の対決は極限的な対抗意識を生みだすであろう。しかし、このような主体の意識としての競争の激しさの尺度は、客観的にみた競争の激しさの尺度とはかならずしもいえない。例えば、一つの栄誉を求めて二人が競い合うよりも、より多数の人が競う方が、客観的には競争はより激しいというべきであろうからである。もっとも、だからといって関係者の数の多少が競争の激しさの尺度であると断定することもできない。某大学の入学競争率は他のそれより大きいかもしれないが、その故に前者は後者より競争が激しいとはいえない如くである。

このように競争の主観的な側面とその客観的な側面を区別して考える必要があるけれども、とに角競争というものが *compete with a person or persons* であることは明らかである。重要なことは、競争は必ず同等の立場にある二つ以上の主体の間に起ることがらであるということである。その意味でいわゆる完全独占というものはこの条件を満たすものではなく、単純にそれは非(無)競争的といわざるをえない。したがって以下の分析においては、この完全独占のケースは他と比較対照されるもの以上の意味をもたないであろう。

つぎに、競争は「何かについて」行われる。前例にしたがっていえば、販売額について競ったり、名誉の座をめぐる競われたり、また競技のルールにしたがってその内容はさまざまである。あるいはさらに経済問題の事例として、マーケット・シェア、価格、品質、サービスなどについて競われ、あるいは隣家と張り合って自動車を購入することもあるであろう。かくして競争は *compete in regard to a thing (or things)* である。それは競争の実質的内容を規定するところの重要な要素である。このような内容をもつことなしには競争はありえない。

最後の要素として、競争は「何かのために」なされる。 *compete for a object (or objects)* である。それは文字通りの栄冠であったり、実質的なマネーであったり、また名目的な称号であったり、そしてあるいは生死の存亡に結びつく場合もあるであろう。経済学的には、それは企業利潤や資本価値などであって、ひいては企業の繁栄と社会的名声にかかわるものであろう。いずれにせよ、それらは広い意味での *prize* を意味する。何らかの *prize* のために競争が行われるのである。もっとも、この *prize* は主体的意識においては、競争の直接の目的であることもあれば、またそれは単に競争の結果にすぎないこともあるであろう。

以上の論述から、本来競争というのは rivalry の特質をもつものであり、それは competition with a person (or persons) for a object (or objects) in regard to a thing (or things) であると考えられる。このような諸要素をもつ競争を本来的なものと考え、以下の分析において、これをあえて「競争」あるいは「競争的」といい表わすであろう。

なお、このような競争について建設的なものと破壊的なもの(A. マーシャル)、あるいは公正 fair なものと不公正 unfair なものなどを区別することも可能であろう。しかしここでの議論においては、このような競争の倫理的 성격については考察の範囲外とする。

### 3 完全競争における競争の意味

2節において明らかにした競争の本来的な意味に対して、完全競争における競争とはどのような性質のものであろうか。標準的教科書の示すところでは、周知のように、完全競争とは(1)純粋競争 pure competition の条件と(2)完全市場 perfect market の条件をみたす市場を意味している。すなわち、条件(1)は完全に同質的な財に関して無数の取引者が存在し、したがって個々の取引者はいわば大海の中の一滴を取引するにすぎず、それ故に何ら価格を支配する力をもたない。かくて個別の主体は price taker であることを特徴的内容とするものである。また条件(2)は抽象的にいえば競争を妨げる如何なる要因も存在しないことを意味しており、具体的にはいわゆる完全知識、無差別選好、自由参入の諸要件を含むものである。

さてこのように規定される完全競争の概念を2節の競争概念の分析に即して考察してみよう。まず完全競争はその定義によって無数の主体から構成されている。したがって、それらが競争的であるとしても、それらの主体はそれぞれ不特定多数の他の主体に対して競争関係にあるわけである。そこでは各主体は決して特定の相手を意識して競争するわけではない。この点は寡占市場における主体の行動を比較対照してみればよい。この市場では、通常その特徴とみなされているように各主体は自らの行動が特定の相手のどのような反応、あるいは報復を生ずるかをたえず考慮して行動しなければならない。完全競争では各主体はかかる配慮をもつことは不可能であるし、またその必要もない。自らの行動の相手に及ぼす影響、結果といったものを何ら考慮する必要はなく、また事実何の影響も与えないのである。それは相互に独立というよりも、むしろ無関係というべきものである。完全競争下の個別企業は無限に弾力的な需要に当面しているといわれる。それ故に自らの欲するところにしたがって財を生産、販売することができ、しかもそれは他のいかなる企業の行動をも制約しない。それは競争意識という側面においてのみならず、その多数の主体の存在という点においても、相互に無関係、つまり互いに影響を与えない存在であり、もしそうであるならば、それは如何にして「競争的」でありうるであろうか。

## 競争と独占

元来個別主体の「個」というのは、世界にただ一つの存在であって、他と代替しえないという意味で「個」である。と同時に、世界にただ一つしかない存在は「個」ともいえない。なぜならば、一つの個は他の個の存在を前提にはじめてそれぞれが「個」となりうるからである。それは本来的に矛盾した概念である（西田幾多郎）。もしそういうことが正しいならば、完全競争における個別主体と考えられているものは、どういう意味で他と代替しがたい個であり、またどういう意味で他の個の存在を前提しているのであろうか。なるほど多数の個別主体の存在と行動が前提されるからこそ、個々の意識とは独立に、無意識的結果として市場の均衡価格が成立するといわれるであろう。それは思考実験として考えることがらである。しかしそれは均衡の成立する過程の問題であって、その点については後に検討するであろう。ただひとたび均衡が成立するならば、その価格は個別主体にとって所与であり、彼らは単にこれを take するしかないのである。かかる状態における個別主体を独立というよりむしろ相互に無関係な存在というのは、本来独立というのは、他に対して独立をいうのであって、それは相互にある種の密接な関係、緊張関係にあることを意味しなければならないからである。マーシャルは、近代の産業社会を競争という言葉をもって特徴付けることを排し、経済的自由 Economic Freedom という言葉をもってした (Principles, Book I, ch. 1)。その意味するところは、競争という言葉がどんな意味をもつものであれ、主体相互の緊張関係を意味するのに対して、近代産業社会を構成する個別主体は相互に独自の深慮にもとづいて行動する主体であることを示そうとしたことである。しかし、そのような社会の想定は相互に切り離された主体の無機的集合であって、いわば多数のロビンソン・クルーソーが機械的に一つの社会に押し込められたといった状態を示しているというべきであらう（もっともマーシャルは A. ハンターの指摘するように本来的な「競争」をまったく無視したわけではないけれども。A. Hunter, Competition and the Law, ch. 2 参照）。

この点で、マーシャル以上に個人の無機的集合を考えるものは、いわゆる原子論的社会の構想の中に見出されよう。C. メンガーをはじめとして、その現代的後継者ともいうべき F. ハイエクやホン・ミーゼスの個人の概念は他に対して干渉しないし、また他からも干渉されない個人の自由を主張するものであって、完全競争の個別主体は相互に「競争的」というよりも、むしろかかる自由な独立の主体の想定を反映するものと思われる。それらはそれぞれ独立に自らの欲する財を欲する程度において消費し、生産するにすぎないのである。いわゆるミクロ分析において、個々の家計や企業の行動が分析される場合、それらはまったく他との関係を切り離された主体として取扱われ、たとえ外部経済・不経済などの現象はそれ自体の重要性を認められたとしても、補論的に論及されているのは、以上のような個別主体とそれらが構成する社会の想定によっているのであろう。

つぎに、完全競争の主体は何について競争するのであろうか。単なる price taker である彼らは、価格について競争することはありえない。均衡価格以上、あるいは以下の価格を設定する個別

主体が存在するかもしれない。しかしそれは、単純に自らの存在を否定することになるか、あるいは自らその定義と矛盾する主体となるか、いずれかでしかありえないであろう。また完全競争では完全に同質的な財が取扱われている故に、財の品質やデザインなどについて競争することはありえない。

いわゆる不完全競争市場では、生産物の分化の如きものが想定される故に、生産物の品質などは競争の対象となりうる。現実に観察される多数のレストラン、ガソリン・スタンド、諸種の小売店などの激的な競争は不完全競争の事例であって、完全競争のそれではない。

また完全競争の完全市場の条件がみたされているかぎり、情報は完全であり、costlessであって、情報の提供および収集のための努力を必要としない。売手は買手が無差別に彼らを選好する故に、特定の顧客を獲得すべく犠牲を払う必要もない。また自由参入の条件は、もしそれがみたされるならば、競争は何についてなされるのであろうか。寡占市場の分析が示すように、既存の寡占企業が何らかの参入障壁を設定しようとし、あるいは逆にそれに対して新しい生産条件をもつ新企業が侵入しようとするからこそ、新旧の間に競争も生ずるのであって、自由な参入の仮定は単に大海の中の一滴を増減さすことを意味しているにすぎないのである。

最後に、完全競争での競争は何のために行われるのであろうか。そこに何の prize があるのであろうか。もしより優れた品質の財を、より低いコストで生産しようとするより秀いでた技術をもつといったことが許されるのであれば、彼はそれに応じた報酬と繁栄をうるであろうから、その可能性が前提されるならば、それは競争の prize として競争的刺戟の理由となるであろう。けれども、それは完全競争の定義に反している。あるいはその個別主体は quantity adjuster であるといわれる。彼は何のためにその取引量を調整するのであろうか、それはいわゆる最大化行動という合理性のためである。しかしその合理性の達成は、如何なる意味の競争をも前提することなしに可能である。もしある個人が非合理的な行動をとったとすれば、それはただもし合理的であったならば得られたはずのものよりもより劣った効用、あるいは利潤をえるということの意味するにすぎないのである。最大の効用とか利潤というものは個々の主体の行動基準ではあっても、何ら競争の prize を意味するものではありえない。

以上の考察からつぎのように述べることができよう。すなわち、通常もっとも競争的と考えられている完全競争という概念は、本来的な「競争」の性質をいささかももつものではなく、ただ相互に無関係な、そして自らの欲するところにしたがって自由に行動する主体、われわれは、ひとはひとといった主体の単なる寄せあつめの集合にすぎないということである。

ここでアローのいう完全競争市場における価格の調整過程を考えてみよう。すなわち、彼は完全競争というものはただ均衡が成立した状態において、そしてその場合にのみ考えられることであって、この均衡状態に達するまでの不均衡の状態では独占的な調整作用が働くことを主張する(K.

## 競争と独占

J. Arrow, "Toward a Theory of Price Adjustment" in M. Abramovitz ed. The Allocation of Economic Resources)。たとえば、均衡価格以上の価格が成立し、超過供給が存在していたとしよう。通常の教科書の教えるところでは、安定的な均衡を想定するかぎり、かかる状態では競争の作用によって価格は押し下げられ、需給の一致する均衡価格へと向うであろう。しかし超過供給が存在するということは、市場のすべての生産者、あるいは少なくとも一部の生産者が意図せざる在庫をもつことを意味している。したがって、かかる個別企業の当面する需要の弾力性は決して無限大ではないのである。それ故に彼は価格を引下げることによって、より多くの生産物を販売することができ、そのかぎり彼は独占的な地位にある。そしてこのような独占的な行動が市場の価格を押し下げることになるのである。同様に、もし均衡価格以下の価格において超過需要が存在するならば、完全競争下の個別企業といえども、より高い価格を設定することが可能であろう。このように考えられるとすれば、均衡においてのみ成立する完全競争とは独占的競争過程の行きつくした結果にすぎず、かかる独占的調整作用なしには、完全競争は成立しえないということになる。

以上のような完全競争の論理的ギャップについてのアローの議論は正当であると思われるが、それに付け加えてつぎのようにいうべきである。不均衡の状態における独占的調整過程においては、なお存在すると思われる「競争的」要因が、完全競争の均衡の成立とともに排除されてしまうということである。競争の作用によって均衡が成立するという議論が正しいとしても、その成立とともに競争はそれ自らを止揚してしまうといわねばならない。

完全競争が仮定する同質的な生産物というのは単なる仮定であるのか、あるいは競争の作用によるといえるのであろうか。いま当初N人の生産者が類似したしかし品質の異なったN種類の生産物をそれぞれ生産しているとしよう。ある種の条件のもとでは競争の淘汰によって、その中のただ一種類の生産物のみが残存し、他のすべての生産者も、この種類のものを生産せざるをえなくなると考えることもできるであろう。ここにある種の条件というのは、たとえばすべての消費者は同一の所得をもち、また彼らはまったく同一の趣味、趣好を有するが如くである。しかし所得に相違があるならば（それは現実の事実である）、高級レストランと大衆食堂は両立する。また趣味・趣好は本来主観的なものであり、それが異なることがまさに個人の個性を形成するのである。それこそ不完全競争の現実的根拠と思われるとともに、そこにこそ「競争」の存在理由もあると考えられる。逆に同一の所得、同一の趣好の仮定がみたされるならば、完全競争の同質的な生産物が形成されるであろうが、それと同時に「競争」の根拠も失われることになるであろう。

生産技術についても同様である。同質的な労働（それは同一の賃金率を意味する）と同等の資本費用が前提されるならば、一つのもっとも優秀な、すなわち効率的な技術が競争の結果残存することになるであろう。しかしこれらの仮定そのものの現実性は別としても、かかる結果をもたらす過程そのものが「競争的」なのであって、この結果の実現とともに「競争的」意味は失われる。ただし、現実



はおそらくかかる結果をもたらそうとする淘汰作用と、またその結果を打ち破ってゆこうとする作用のたえざる協会の過程であって、それはシュムペーターが「創造的破壊」とよんだところのものにほかならない。そして、このような過程そのものこそまさに「競争的」烈風の中にあるといえるのである。

この節の議論を通じて筆者のいわんとする論点は、いわゆる完全競争は何ら「競争的」性質を有するものではないこと、その意味していることは、ただ相互に独立自由(無関係)な多数の個別主体の無機的集合であるということである。そしてこのような集合においては、その個別主体に何ら価格支配力が存しないことは明らかであり、かくしてこの価格支配力の有無をもって競争か独占かが区別される基準とみなされるのである。

この節を終るにあたってもう一つのこと、すなわちいわゆる「結託の可能性」について考えておこう。完全競争はこれを寡占などと較べてみると、それが結託の可能性をもっていないことは明らかである。相互に独立な多数の主体が結託することはきわめて困難である。それは一般的に消費者の場合を考えてみれば明瞭なことである。通常結託の可能性は寡占の重要な特徴と考えられている。寡占のように比較的少数の主体間では、出血的闘争よりも結託の協調を選ぶほうがこの少数者たちにとって、はるかに有利であり、またそれは可能である。したがって、逆にこの結託の可能性のないことは競争的なことを意味すると考えられているのではないであろうか。おそらく完全競争がもっとも競争的と考えられるのは、それが価格支配力をもたないということとともに、この結託の可能性もないことによって価格支配の可能性さえ払拭されているからであろう。この競争と結託の関係については、つぎの節であらためて検討しよう。

#### 4 競争と独占の関係

前の二つの節で競争の本来の意味と完全競争の意味を検討してきたが、ここで競争といえば独占という言葉が対立概念として考えられる故に、これら両概念の関係を検討してみよう。

そのために、まず一方の極限概念である完全独占を考えると、すでに述べたように、そこにはライバル企業は存在しない故に、「競争」というものはありえない。その意味でそれは完全に非「競争的」であり、それをまた完全に独占的というならば、そのかぎりではこの「競争的」と独占的とは正反対の概念と考えられる。またその価格支配力が圧倒的なことを考えれば、価格支配力をもたないという意味での完全競争とは対極的概念と考えられる。他方前節の最後に触れたような結託の可能性という点からみると、完全競争が結託の可能性を排除しているのと同様に、完全独占もまたその可能性をもっていない。もちろん両者においてその排除の理由、ないし根拠は異なっているけれども、この可能性の排除そのものは両者に共通していることがらである。

## 競争と独占

このことは実は重要な意味をもっているように思われる。なぜならば前に述べたように、もし完全競争の競争の意味が結託の可能性のないことと結びついているとすれば、そのような競争の概念は完全独占もまたその可能性をもたない以上、これと反対概念を構成しえないからである。もっとも競争的であるべき完全競争も、また他方もっとも独占的であるべき完全独占も、ともに結託の可能性をもたないということは、この可能性をもたないということによって競争を定義することは許されないことを物語っている。結託の可能性のないということは、一方では価格支配力の可能性を否定する（完全競争）ものであるとともに、他方ではそれは価格支配力の抜群なこと（完全独占）を示すものであって、したがってこの可能性は完全競争をもまた完全独占をも特徴付けるものではなく、単に寡占の特質を示すものでしかない。

そこで寡占について考えてみよう。そのもっとも単純なケースであるいわゆる複占においてさえ、すでにライバルは存在しており、多くの価格競争や非価格競争についての寡占理論が示しているように、それはすぐれて「競争的」でありうるし、また現実にそうである。前に述べたように対抗意識という主観的観点からして、それは強度に「競争的」でありうるとともに、客観的意味においても実際にきわめて厳しい競争条件のもとにあることが多いし、また論理的にそうありうる。

他方寡占は強力な価格支配力を有する上に、その結託の可能性もまた非常に大きい。それ故に価格支配力をもたないという意味において競争的ではなく、まさに独占的であるけれども、しかし他方に、それは高度に本来の「競争的」性質をもつものであり、そのかぎり独占と「競争」とは対極的概念ではなく、一物の両面として寡占において両立している。むしろそれは価格支配力をもち、結託の可能性を有する故に、かえって「競争的」性格をもつことができるというべきであろう。価格支配力の有無を基準にして一方の極に完全競争を、そして他方の極に完全独占を考えるならば、競争と独占とは対極的概念と考えられるであろう。しかしながら、本来の「競争的」性質からすれば、決定的な分界線は完全独占と寡占の間にあるのであって、決して完全独占と完全競争の間にあるのではない。1と無限大の問題があるのではなく、1と2の間にあるというべきである。

いわゆる不完全競争は半ば競争的、半ば独占的性格をもつといわれる。品質の異なった財・サービスを提供するかぎり、それぞれの品質の財・サービスにおいて独占的な価格支配力をもつことは当然である。他方それは多数の主体と自由参入の条件をみたしている故に、個別主体の意図とは独立にいわゆる産業均衡をもたらす意味において競争的と考えられている。しかしその重要な「競争的」性質は、むしろそれぞれの異質の財・サービスやそれらの価格について考えられるのであって、単に自由参入や結託の可能性の少ないことによるのではない。

この不完全競争を寡占と較べてみると、一方が自由参入であるのに対して、他方は参入障壁を設ける可能性を有し、またそれらの結託の可能性の程度からして、不完全競争は寡占よりもより競争的、後者は前者よりもより独占的と考えられている。しかしここでも真に「競争的」な観点から考

えるならば、寡占においては、不完全競争と同様に生産物の品質や価格について競争が行われるのみならず、参入や結託そのものが競争の内容になりうるのもであって、その意味では寡占は不完全競争よりもより独占的であると同時に、より「競争的」でもありうるのである。より独占的となればなるほど、他方でより「競争的」となるのであって、それは競争と独占の対極的概念としての理解からは単に矛盾と考えられるであろうが、しかし真実はそうなのであって、それは本来の「競争」の意味を理解することに依存している。

完全競争については、すでに述べられたところから明らかなように、価格支配力は存在せず、自由参入であって、結託の可能性もない。一見してきわめて競争的に思われるけれども、真実にはどこにも本来の「競争的」性質は存在していないのである。非独占的なことはただちに「競争的」なことを意味するものではないのである。

以上の議論を要約していえば、完全独占は完全に独占的であって、いかなる意味においても競争的ではありえない。これに対して寡占、不完全競争、完全競争については、通常理解では、その順序により非独占的、すなわちより競争的と考えられるのであるが、本来の「競争」の意味からすれば、独占的であればあるほど、「競争的」なのであって、その意味で完全競争はもっとも非独占的であるとともに、もっとも非「競争的」であるのである。

この節の議論を終るにあたって、前に引用した A. ハンターの主張を再び引用しておこう。彼は「見えざる手」の時代からの経済学の歴史を通じて競争概念の意味内容が変容してきたことを明らかにし、とりわけ分析的概念としての完全競争概念の登場とともに、「本質的に競争的な活動であるものが、厚生経済学の論理によってかえって独占的汚点を意味するものに転換されている」といい、また「基本的に競争的な行動に“独占的”というレッテルをはることは——ほとんどそれはその言葉の通常の意味の転倒である——単に俗人を混乱させるだけではなく、また理論の競争と独占への適用において、建設的な思考を禁じてしまうような腹立たしい用語上のパラドックスのもう一つの例を提供するものである」(A. Hunter, op. cit., ch. 2) といっている。彼はこの論文で筆者が明らかにしようとしている競争の本来の意味を把握していた故に、今日の通常厚生経済学的分析においては競争や独占の意味が転倒させられていることを指摘したと思われる。

## 5 厚生経済学的含意

「見えざる手」の有効性や、自由企業の市場体制と計画経済体制の比較によるそれらの長短の評価や、あるいはパレート最適基準による完全競争や独占の評価についての論議などは、競争と独占にかかわる厚生経済学的分析にはかならない。われわれは、前節までの競争と独占、とりわけ競争の本来の意味についての概念的考察がこれらの厚生経済学的評価に関して、どのような含意をもち

## 競争と独占

うるかを考えてみなければならない。

厳密な経済学的分析というよりも常識的議論として、「見えざる手」による自由放任体制が個人の利益のみならず、公共の利益をも最大限に保証するといった主張は、元来当時の諸拘束に対して個人の自由な経済活動の利益を明らかにしようとしたものであって、それは直接競争とその効果を評価したものではなかった。それに対して同様にむしろ常識的議論ではあるけれども、現代においてもしばしば主張されているところの、自由競争の経済体制がもつ最大の利点、あるいは少なくともその一つとして競争のもたらすインセンティブに関する論議は、まさに「競争」そのものにかかわるものである。競争の作用は生産者をしてより良質の生産物を、より優れた生産技術をもって、より低い価格で生産しようさせ、また労働者をしてより綿密細心の注意と意欲をもって働かせさせる誘因を与える。

このような自由競争のインセンティブといった利点は、まさに本来の「競争的」要因のもたらす効果以外のものではありえない。現実になされてきたところの、品質の改良、新生産物の発明、新技術の開発、新市場の開拓など、シュムペーターのいわゆる「革新」を実現してきたものは、本来的「競争」の作用であって、決して完全競争の競争要因に依るものではない。しかもこの「競争」は、不断に旧きものに代って新たなものを生み出して行く動的な過程であって、「創造的破壊」の名称にふさわしいものである。それらは決して分析的に証明されたことがらではないかもしれないけれども、常識の健全さを示すものである。

他方精密な理論的分析の結果として、完全競争は独占に優るものとみなされている。それによれば、完全競争は若干の例外——分配問題は別として、収穫逓増、外部経済性、公共財などの例外——を除いて、パレート最適基準をみたすものと評価され、独占はこの基準よりしてより劣るものとされる。なるほどそれは、その前提が許されるかぎり、誤りなく証明されたことがらであって、そのこと自体を否定することはできない。しかしそれが効率性といった一面的観点からの議論であり、またそこでは生産物も技術もすべて一定と仮定されていることを知るならば、すでに多くの論者によって指摘されたように、これらの議論によってカバーされるものが如何に僅かなものでしかいかを理解しなければならない。さらに、すでに述べたように完全競争の意味は本来の「競争」とは異なるものであり、この「競争」は独占的事態と両立するものであるにもかかわらず、同じ競争という言葉によって、単純に独占の非が証明されたかの如くにひとびとを誤り導くことがあるとすれば、それは重大である。

一般的に、独占に比して競争の有利性が指摘される傾向の中で、シュムペーターの独占の擁護論は異色の存在であった。彼のように、資本主義を「創造的破壊」という動的過程として把握する立場からすれば、完全競争のような静態的状态に多くを求めることができなかつたのはむしろ当然のことである。一方、彼は完全競争に対して独占そのものの利点を挙げ、競争がかえって独占に劣

るものである多くの理由を述べているけれども、その独占擁護の論拠は、その創造的破壊に結びつく本来的「競争」要因に依存するところが多いと思われる。彼自身においては、なお競争と独占は対極的概念として理解されているように思われるけれども、前述の如く、本来の「競争的」性質は、完全独占は別として、寡占とも不完全競争とも両立するもの、いなそのようなものにおいて真に存在する性質であり、かかる「競争的」性質こそこのような独占形態に、完全競争に勝る経済的効率と進歩をもたらすと思われる。

これまでのすべての議論を通じて筆者のいわんとする論点を結論的に要約しておこう。

(1) 経済学の用いる用語は、科学的用語として厳密に定義されなければならないことはいうまでもないことであるけれども、同時に、どこまでも常識的意味を保持するものでなければならないと思う。競争という概念もその一つの例である。

(2) いわゆる完全競争における競争の意味は、本来の「競争」とはきわめて異なったものである。それは究極的には個別主体に価格支配力のないことを意味していると思われるが、それは単に相互に独立の、むしろ無関係の多数の主体の無機的集合を反映しているにすぎず、本来の「競争的」意味をもつものではない。

(3) 本来の「競争的」性質は完全独占は別として、むしろ寡占や不完全競争の中に見出されるものである。「競争」と独占は決して対極的概念ではなくして、一物の両面として独占的であることによって、かえって「競争的」となるといった関係にある。

(4) 完全競争は均衡においてのみ成立する。そして均衡に到るまでの不均衡の調整過程は独占的過程であるというならば、「競争」の作用はむしろこの独占的調整過程において働くのであって、均衡の到達とともに自らを脱却してしまう如きものである。

(5) いわゆるパレート最適による厚生経済学的分析においてみられるような、独占に勝る完全競争の優位(最適資源配分)の論証は、論理的にこれを否定すべき余地はないとしても、その基準自体およびその静態的な仮定を考えるならば、すでにしばしば指摘されたように、きわめて狭い範囲での結論でしかない。しかも、それは真の「競争」とは関係のないものである。

(6) 本来の「競争」の効果は、広い意味でのインセンティブにあると考える。したがって、独占もこの「競争的」性質をもつかぎり、その効果を実現しうる。もっともこの論文では論じられなかったが、この「競争」にも建設的なものと単に破壊的なもの、あるいはまた公正なものとは公正なものなどが区別されるとすれば、「競争的」なことがすべて望ましいとはいえないであろう。さらに人格といった観点からすれば、「競争的」誘因があろうとなかろうと、自らを律する如き行動が真の人格であると考えられさえするであろう。

(7) この論文の主張は独占を擁護するものと考えられるかもしれないが、それはその「競争的」側面に関してである。他方、その文字通り独占的側面については通常述べられるような、多くの問

### 競争と独占

題点のあることを否定するものではない。独占対策の困難さはこの両面が、同時に一つのものにおいて存在しているところにあると思われる。

(8) 理論的分析の観点からして、完全競争の狭い極限された性格の故に、近時の不均衡動学の分析にみられる如き動学的調整過程の分析の重要性が顧みられるのはむしろ当然であろう。その際、ここで考察した「競争」の意味をどのように考慮していくことができるか。この「競争」のもつ本質的に動態的性格を取り入れることは、均衡分析的方法そのものに何らかの改変をもたらさざるをえないかどうか。このような「競争」要因と均衡分析そのものの関係を究明することも重要な課題となるであろうが、別の機会に譲りたい。

(経済学部教授)